

韓国知的財産ニュース 2012 年 1 月前期

(No. 214)

発行年月日: 2012年1月30日

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

http://www.jetro-ipr.or.kr

★★★目次★★★

※このニュースは、1月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

今号はございません。

関係機関の動き

- ▶ 2-1 「統合著作権登録システム」稼動(1月2日)
- ▶ 2-2 特許庁、ぜい弱階層に対する知的財産教育推進(1月2日)
- ▶ 2-3 著作権委員会、顧客満足優秀機関に選定(1月9日)
- ▶ 2-4 特許庁、産学研での標準特許創出支援事業を拡大(1月10日)
- ▶ 2-5 海外での著作物権利証明、著作権認証書で解決(1月11日)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- ▶ 3-1 LED 照明をめぐる特許戦争が沈静化(1月3日)
- ▶ 3-2 LG電子、特許怪物インターデジタルに訴えられる(1月6日)
- ▶ 3-3 伊裁判所、三星による iPhone4S 販売禁止訴訟を棄却 (1月6日)
- ▶ 3-4 スマートフォン、グローバル特許訴訟戦拡大(1月8日)
- ▶ 3-5 LG電子、MSと特許使用契約締結(1月13日)

デザイン (意匠)、商標動向

▶ 4-1 「伝統市場のブランド管理、もう一つの競争力」(1月5日)

その他一般

- ▶ 5-1 自動車・化学など「特許管理システム」全業種に拡散(1月1日)
- ▶ 5-2 三星電子、世界初単一層マルチタッチカバー一体型 TSP 商用化(1月4日)
- ▶ 5-3 大韓民国のエジソンを探します! (1月9日)
- ▶ 5-4 IBM、昨年の米国特許登録1位、三星電子2位(1月12日)



法律、制度関連

今号はございません。

関係機関の動き

2-1 「統合著作権登録システム」稼働(デジタルタイムズ 1月2日)

韓国著作権委員会は語文、美術、映像など従来の一般著作物とコンピュータプログラム 著作物に区分して運営してきた著作権登録システムを統合した「オンライン著作権登録シ ステム」を2日からスタートしたと明らかにした。

著作権登録は、著作者が自身の著作物に関する一定の事項や権利を一定の公的な帳簿に 掲載・公示することで自身の権利を保護する制度として、現在、著作権委員会が国から委 託を受けて運営している。

今回の統合システムは、これまでシステムの利用者らが提起してきた意見を反映して従来のシステムの不便さを改善し、利便性を大幅に向上させた。特に、オンラインで申請してもオフラインで提出しなければならなかった各種証明書類と各種補完書類をオンラインで提出することができるようにするなど書類提出が簡便になった。

また、これまでは容量制限により大容量の著作物を登録することができなかったが、著作物の提出制限容量を最大2ギカバイト(GB)まで拡大して、高画質映像のような大容量著作物もオンラインで提出できるようにした。また、送信時にこれを即暗号化するなど著作物の流出リスクに備えたセキュリティ管理も強化したと委員会は説明した。

ユ・ビョンハン委員長は「統合オンライン著作権登録システムの開通で、多くの著作者 がより容易かつ便利に著作権登録制度を利用することができるようになることによって、 自身の権利保護にも非常に役に立つだろう」と話した。

<ハン・ミノク記者>

2-2 特許庁、ぜい弱階層に対する知的財産教育推進(韓国特許庁 HP 1月2日)

韓国特許庁国際知識財産研修院は、2012年から障害者などを対象に行なう知的財産教育を本格的に実施すると明らかにした。

これまで自活支援や生活補助教育中心に実施されていた障害者教育の限界を越え、自ら独立して堂々とした経済主体として社会の中で活動できるように支援することにその目的があるという。

最近、障害者の経済活動に対する要求は持続的に高まっている。特に、障害者のほとんどが後天的な障害で、障害を克服して努力すれば誰もが正常な経済活動を行える状態であり、特に知的財産活動の場合、身体的には活動能力が不十分であっても、知的能力面では

全く問題のない障害者にはより適合していると判断される。企業、学校などで活動している障害者に対し知的財産教育が実施されれば、障害者らの経済条件を向上でき、これを通じて社会に寄与し、生活の質を向上させることができるなど、有用な方法と思われる。

来年から施行される障害者に対する知的財産教育は、企業現場を訪ねて行くことから特殊学校教師・学生を対象にする分かち合い発明教育や社会福祉施設の障害者および家族を対象にした知的財産教養講座など、多様な方法で推進される予定だ。

本格的な教育を準備する過程で特許庁は去る12月14日、障害者対象の知的財産教育を 試験的に開催している。大田市儒城区(テジョンシュソング)障害者福祉館で実施された 授業では「障害者、障害者家族および活動補助者など20人余りが参加するなか、専門教授 を投じて、障害者の立場にたって理解しやすく興味深い話(題名:発明と特許)を取り入れる などし、障害者やその家族から非常に好評だった。」と特許庁関係者は話した。

大田市儒城区 (テジョンシ ユソング) 障害者福祉館に勤める金ヤンギョン社会福祉士は 「障害者らが障害を克服して努力する過程で、自分が何かできて、成し遂げることができ るという自信を持つことがより一層重要だ」とし、「機会があれば、このような発明教育 を他の所でも受けられるように拡大するのが望ましい」と話した。

特許庁は来年から本格的に実施する障害者教育のために、来年上半期に多様な障害の類型を考慮した教育コンテンツを開発して、企業・学校・団体など対象に応じて教育方法を構築するなど、障害者に対する知的財産教育総合計画を構築する予定だ。このため韓国障害者団体総連盟など全国の障害者団体に対する意見収集、教育および企業の現場に対する調査と独自の政策研究を計画中で、2012年を障害者に対する教育が知識基盤社会に適合するようにレベルアップさせることができる元年にするために、積極的に努力すると話した。

2-3 著作権委員会、顧客満足優秀機関に選定(デジタルタイムズ 1月9日)

韓国著作権委員会は、企画財政部が実施した「2011年度公的機関統合顧客満足度」調査で最高等級を付与され、優秀機関に選ばれたと9日明らかにした。

著作権委が優秀機関に選ばれたことは今回が初めてで、ユ・ビョンハン委員長就任の新年に顧客満足度最高機関に成長したと委員会側は説明した。著作権委は 2010 年に行なわれた調査で良好等級を受けている。

著作権委関係者は「今回の結果は委員会が国内唯一の著作権専門機関としてその役割を 忠実に遂行してきたのはもちろん、国民に仕えるサービスマインドまで備えていることが 証明された」と評価した。

著作権委は昨年2万8154件の登録、1000回以上の著作権教育、10万4112件の著作権法律相談、413件のSW任置、海外著作権コンサルティング、81件のSW資産管理コンサルティングなどの対国民サービス関連業務を遂行した。委員会は今後も顧客志向のCS経営をモットーに持続的な努力をしていく計画だ。

<ハン・ミノク記者>



2-4 特許庁、産学研での標準特許創出支援事業を拡大(韓国特許庁 HP 1月10日)

韓国特許庁は、国内産学研の標準特許創出支援のために今年 4 件課題を拡大し、計 25 件の政府および民間 R&D 課題を支援する。

来る11日には韓国知識財産センターで、産学研の研究開発関係者および弁理士業界従事者を対象に、標準特許創出支援事業説明会を開催する。今回の説明会では、今年度事業推進方向、細部事業別の推進日程と方法、そして支援課題の選定基準などを案内する予定だ。

標準特許とは、標準化の利点である市場支配力と特許の独占力を同時に得ることができる高付加価値特許を意味する。アップルと三星の訴訟のように最近スマートフォン、半導体をはじめとする国内主力産業の特許紛争で標準特許が核心問題として浮上している。

ところで、韓国が保有する国際標準特許は三星電子、LG 電子、ETRI が全体の 96.1%を占める一方、大部分の産学研は辛うじて 3.9%を保有するのに留まっており、これらの標準特許創出力を向上するための支援が求められる。

特許庁の標準特許創出支援事業は、国内産学研が高付加価値標準特許を創出できるように研究開発段階から標準制定以後まで全段階にかけて支援を行なう。

この事業の支援課題に選定されれば、9 ヵ月(または 4 ヵ月)間にわたって標準特許分析専門家、弁理士、R&D 研究員で構成されるタスクフォース(T/F)チームから標準特許分析を通した創出戦略を支援されることになる。

特許庁関係者は「本事業を通じて企業・大学・研究所などは標準特許を創出する方法論 を習得し、知的財産権の業務体系を一層アップグレードできるだろう」と話した。

2-5 海外での著作物権利証明、著作権認証書で解決(文化体育観光部 1月11日)

これまで海外で著作物を取引きしようとする際、権利証明が難しくて取引が遅れたり、 実際には自分に権利がないにもかかわらず、自分が権利者と自任する人々のために取引の 信頼性の確保が困難であったが、今後は公認機関の著作権認証書で解決できることになる。

文化体育観光部は、著作権認証業務を行なうために韓国著作権委員会を著作権認証機関に指定した。

著作権認証とは、著作物の安全な取引と健全な流通秩序の確立のために著作権法によって導入された制度で、著作物に対する権利者が誰なのか、著作権者から利用許諾を受けたのかどうかについて公信力のある第3機関が確認し、権利関係によって認証書を発給することをいう。

今回、韓国著作権委員会の認証機関指定は、著作権法上における認証制度施行以後初めて指定され、著作権認証を本格的に始めるという点で大きな意味があり、最近の韓流ブームの拡散とともに韓国コンテンツの海外進出が活発なことから、企業などが海外で安定的に著作物を取引するのに役に立つと期待される。

著作権認証は、制度施行初年度では制度の安定的定着のためにまず音楽、映画、ドラマなど海外(中国など)輸出コンテンツを対象に実施、今年は手数料なしの無料で認証を実施する。認証を希望する権利者および権利者から譲渡または利用許諾を受けた個人または企



業などは、認証申込書と権利保有の事実を客観的に確認できる根拠となる資料(例:権利変動または利用許諾と関連した契約書など)を添付し、韓国著作権委員会に申請。認証機関側が15日以内にこれを審査して認証書を発給する。

韓国著作権委員会は、認証システムなどの機能点検を経て、来る2月から認証を実施する予定。詳細事項は著作権権利認証ホームページ(cras. copyright. or. kr)と利用許諾認証ホームページ(clas. copyright. or. kr)で確認することができる。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 LED 照明をめぐる特許戦争が沈静化(デジタルタイムズ 1月3日)

昨年末、発光ダイオード(LED)照明関連の特許ライセンス契約が相次いで締結され、企業間の特許戦争が小康状態に入っている。

3日業界によれば、昨年拡散状態を見せた LED 照明関連の特許紛争は、今年落ち着いた 状態を見せており、現在、最大の訴訟とされるオスラムと三星・LG 間の紛争も年内に決着 がつく見込みだ。

業界はすでに、LED 照明業界の特許紛争が小康状態に入ったと見ている。先月1日、ソウル半導体とフィリップスがクロスライセンス契約の締結により8ヵ月余り続いた特許紛争を終わらせたのに続き、年末にはGEライティングソルーションも東部ライテク(旧ファウテクノロジー)とライセンス契約を締結して訴訟を取り下げた。

フィリップスとソウル半導体間の特許戦争は去る3月、フィリップスがソウル半導体を相手に、LED 製作と関連して5種類の特許を侵害したと米国,カリフォルニア中央地方裁判所に訴訟を提起したことから始まった。これに対しソウル半導体が去る5月、韓国の裁判所とドイツの裁判所にフィリップスに対してLED 照明関連の特許侵害訴訟を提起、両社の訴訟戦が深刻化した。また、GE ライティングと東部ライテクは去る2010年5月、GE ライティングが東部ライテクの前身であるファウテクノロジーを相手に、LED 照明の寿命と関連した熱処理技術に対する特許侵害訴訟を提起し、これまで訴訟戦を引き継いできた。

業界では、オスラムと三星(三星電子-三星 LED)・LG(LG 電子-LG イノテク)間の訴訟戦もこのような手順を踏むと予測している。昨年6月、オスラムがこれらを相手に特許訴訟を提起して触発された特許戦争は、相互の反訴と追加訴訟の提起で戦争拡大の気配を見せたが、今年は合意点を見出すことになると見ている。このような予想は、外国企業の特許侵害訴訟が国内企業の成長を懸念した「牽制球」であることが濃厚なうえに、オスラムの場合、企業公開(IPO)を控えて会社の価値を高めようとする戦略も反映されるなど、外部の環境変化の要因が強く作用したものと考えられる。特に、今回の訴訟戦の核心特許であるホワイトコンバージョン(青い光を白色に変える技術)関連の特許がすでにヨーロッパで無効判定を受け、訴訟戦を持続する力が落ちる可能性も大きい。

業界のある関係者は「オスラムも勝訴の可能性が低いということが分かっていても、戦



略的判断の下に訴訟を提起した」とし、「オスラムがこれまで特許訴訟よりライセンス契約を好んだ点を勘案すれば、三星・LG とライセンス契約を推進することになるだろう」と話した。

<李・ホンソク記者>

3-2 LG 電子、特許怪物インターデジタルに訴えられる(デジタルタイムズ 1月6日)

LG 電子が「特許怪物」インターデジタルに提訴された。

6日業界によれば、インターデジタルは3G通信に関する特許侵害を理由に、先月末米国 国際貿易委員会(ITC)にLG電子を提訴した。

ITC は、インターデジタルの提訴を受け入れ、LG 電子に対する調査に着手した。これにより、LG 電子もグローバル訴訟戦に巻き込まれることになった。

特許怪物(Patent Troll)と呼ばれるインターデジタルは、製品を直接生産しないが、莫大な量の通信特許を保有、訴訟によるライセンシングを主要収益源とする形態の企業。

<パク・チソン記者>

3-3 伊裁判所、三星による iPhone4S 販売禁止訴訟を棄却(電子新聞 1月6日)

イタリアの裁判所が、三星電子による iPhone 4S 販売禁止申請を棄却した。ヨーロッパ地域で三星電子の iPhone 4S 販売禁止訴訟が棄却されたのは今回が3回目だ。

5日(現地時間)特許専門ブログのフォースパテントは、イタリアのニュースエージェンシーANSAの記事を引用して、イタリア、ミラノ裁判所が、1審で三星電子の訴訟を棄却したと報道した。

三星電子はオランダ、フランスで iPhone 4S の販売禁止仮処分訴訟を提起したが、各々 10 月、12 月に棄却された。一方、アップルはドイツ、オランダ、オーストラリアの裁判 所に提訴した三星電子のギャラクシータブ 10.1 の販売禁止訴訟で勝訴している。

三星電子とアップルの特許侵害訴訟は昨年 4 月、アップルが三星電子を提訴したことから始まった。両社の訴訟はまだ 4 大陸 10 ヵ国にわたってドイツ、オーストラリアで本案訴訟を控えている。

特許および知的財産権専門法人 3LP アドバイザーは、アップルが特許訴訟の代わりに ライセンス契約によるロイヤリティーを受ければ、アンドロイド端末機 1 台当り 10 ドル 稼ぐことができると指摘。第 3 四半期に世界全体で販売されたアンドロイド基盤のスマートフォンが 6000 万台、少なくとも分期当たり 6 億ドル(約 7000 億ウォン)の収入が可能だ。特に、三星電子や HTC が問題になったアップルの技術を迂回、修正して製品を再発売しているため、アップルの投資家の立場としては、特許よりライセンス交渉がより 有利だと指摘した。

<パク・ヒョンソン記者>



3-4 スマートフォン、グローバル特許訴訟戦拡大(デジタルタイムズ 1月8日)

新年に入り、グローバルスマートフォン業界の訴訟戦が一層激しくなると見られる。 LG 電子が米国の特許怪物インターデジタルから提訴され、グローバル訴訟戦に本格的に 巻き込まれることになり、また、三星電子とアップルは昨年の仮処分の訴訟戦に続き本 案訴訟を控えている。

8日業界によればLG電子がインターデジタルから提訴された。インターデジタルは、LG電子が自社が保有する3G通信関連の特許を侵害したとして、昨年末に米国国際貿易委員会(ITC)にLG電子の携帯電話製品に対する輸入禁止申請を提起、ITCがこれを受け入れて調査に着手したことが確認された。

インターデジタルは、製品を生産せず特許ライセンシングを主な収入源とする特許管理会社で「特許怪物」という否定的な別称でも呼ばれている。5000 件余りの 3G 関連特許を保有しているこの会社は、去る 2008 年に三星電子を ITC に提訴、ロイヤリティーを受け取ることになるなど、LG 電子もすでに相当なロイヤリティーを支払っていることが明らかになった。現在はノキア、ファウェイ、ZTE などと特許紛争を進行中でもある。

これにより、LG 電子は通信分野でもグローバル訴訟戦の舞台に上ることになった。LG 電子は三菱と携帯電話関連の訴訟戦を進行。しかし、特許の規模面で優秀なインターデジタルのような巨大特許怪物と全面戦争を行ない、世界的に注目を浴びることになった。LG 電子関係者は「ITC の調査に協力して対応していく」と話した。

三星電子とアップル間の特許戦争も一層激しくなっている。三星とアップルは、お互いに提起した販売禁止仮処分申請がドイツを除いてほとんど受け入れられず、勝負がつかないまま終わっているなか、今月20日ドイツ裁判所は本案訴訟判決を行なう。本案訴訟では、特許侵害の有無と損害規模、賠償額などを綿密に把握するが、比較的客観的な準拠の標準特許を多量に保有している三星電子が多少有利なのではないかと予想されている。

三星電子はグローバル訴訟戦でも追加的な訴訟を提起するより、本案訴訟を速やかに進行してアップルを圧迫する戦略を取っている。三星電子関係者は「韓国の裁判所の場合 iPhone4S に対する訴訟は進行していないが、これは本案訴訟の進行を早めるためだ」と話した。

このようなグローバル訴訟戦の拡散に、業界は着実に特許権を取得して対応していっている。三星電子が M&A 専門の人材を増員したのも、特許戦争の対応と関係がないわけではない。LG 電子は LTE 特許技術の確保に本格的に乗り出しており、グーグルも昨年モトローラを買収したのに続き、IBM からも携帯電話関連の特許を購入した。

一方、スマートフォン市場ではトップになっていないLG電子さえグローバル訴訟戦に巻き込まれ、パンテックなど中堅企業らまでグローバル訴訟戦拡散の余波が広がるのは時間の問題と見られる。パンテックのパク・ビョンョプ副会長は、昨年ベガーLTE発表当時「特許訴訟の刃は、遠からずパンテックにも及ぶことになると当然分かっており、対応を急いでいる」と話した。



<パク・チソン記者>

3-5 LG 電子、MS と特許使用契約締結(デジタルタイムズ 1月13日)

LG 電子は、マイクロソフト (MS) と運営体制 (OS) 技術を含んだ両社の特許の相互契約を締結したと 13 日明らかにした。

この契約により、LG 電子はタブレット PC とスマートフォンなどで使用されるアンドロイド OS とクロム OS プラットホームに適用された MS 特許技術を使用することができるようになった。

これに先立ち、三星電子と HTC など他のグローバルスマートフォン製造会社も MS と特許 使用契約を結んでいる。

当初、グーグルはアンドロイドをオープンソースとして開放して誰でも無料で使えるようにしたが、MS とオラクルなどはアンドロイドに適用された技術の一部が自社の特許を侵害しているとして、製造会社と別途の交渉を引き続き行なっている。

今回の契約の具体的な内容は公開されなかったが、三星電子と HTC が MS に支給する特許 使用料が 1 台当たり 5 ドル前後と知られている点を考慮すると、LG 電子のロイヤリティー も似た水準であると業界では推定している。

LG 電子は、今回の契約が 2007 年に締結した両社の包括的な特許使用契約の更新形態で行なわれたことを強調し、LG 電子も PC とオーディオ、ビデオ関連の特許技術を MS にライセンシングしていると話した。

LG 電子関係者は「今回の契約は、両社間の特許紛争が終息した友好的な契約で、今後安定した自社の事業環境の構築に多いに役に立つだろう」と話した。

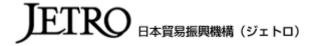
<パク・チソン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 「伝統市場のブランド管理、もう一つの競争力」(韓国特許庁 HP 1月5日)

地域の生活と伝統、そして文化が生きて呼吸する伝統市場も、各市場だけが持つ固有の 特性を含んで現わすことができるブランドを通じて、新しい競争力を備えなければならな い。

2011年12月20日現在、全国の伝統市場の数は1,500個余りに達するが、韓国特許庁によれば、伝統市場の名前といえるブランドすなわち、商標やサービス標などを出願した伝統市場は全体の1.5%の22件に過ぎない。その上、地方自治体別においても大部分の地方自治体は伝統市場のブランドと関連して3件未満の商標およびサービス標を出願したことが明らかになり、10件以上の多出願の地方自治体はソウル市の1ヵ所に過ぎないことが分かった。



伝統市場は 2011 年 11 月末までに計 89 件の商標を出願し、このうち 56 件について商標登録を受けたことが分かった。

商標の場合、主に出願される商品は「牛肉、牛乳、服、サバ」等のように消費財商品が 多数を占めており、サービス標は「販売業や食堂業」が多く出願されたことが分かった。

2006年から政府では大型マートとの差別化された競争力を備えるために、伝統市場の施設の現代化、商品券の発売、コンサルティング、自社ブランド開発など多様な努力をしてきている。

伝統市場が従来の大型デパートやマートに比べて自社ブランドを開発して管理するには まだ不十分なレベルだが、成功しているケースもある。

「ソウル風物市場」のブランド管理の事例を調べると、人を形象化した独特な図形を加

味して開発した標章(,)を出願して、計 36 件の登録(商標 34 件, サービス標 2 件)を受けた。これは、ブランド管理を通じて競争力を備えるための努力の結果と見られる。

このように各地元市場の文化と特性を生かしたブランドを開発して、顧客が「また訪れたい市場」として進化するためには、伝統市場だけの差別化されたブランド開発が至急であることが分かった。

これと関連して、カン・ホグン特許庁商標3チーム長は「伝統市場が新しいブランドを 開発するためには、各地域と市場の特性に合うロゴや図形を使って、地域民らに簡単に覚 えてもらえるブランドが何より重要であり、出願時には個人よりは地方自治体または組合 のような法人形態で出願することが有利だ」とアドバイスした。

その他一般

5-1 自動車・化学など「特許管理システム」全業種に拡散(電子新聞 1月1日)

グローバル特許競争の深刻化で特許管理の重要性が高まり、特許管理システムの構築 が産業界全体に広がっている。

1日業界によれば、特許管理システムの構築が一部の大企業から中小企業の電気・電子、自動車、化学メーカーに拡大している。

特許管理用「知的財産権管理システム」は、企業特許と関連した業務効率を上げる IT インフラで膨大な情報を共有・検索することができる。初期の研究開発 (R&D) 段階の特許 開発と管理に適用し、特許担当者間の共同プロセスを支援する。知的財産権管理専門システムを保有するエムフロンティア・アニメファイブシステムなどが関連の SW を供給する。

電気・電子および造船業でシステムの導入が行なわれた過去と違い、昨年の自由貿易

協定 (FTA) 締結で貿易量の拡大が期待される自動車メーカーが積極的に採用する傾向にある。完成車業界では現代・起亜車、自動車部品業界ではケピコと韓一理化などが相次いで特許管理 SW を導入し、システム構築を進行する。FTA 効果で輸出増加が期待される中堅自動車部品業界の特許管理システムの構築も増加する見込みだ。現代車は自動車業界最大規模の特許管理システムの構築に最近着手し、協力会社らも相次いで採用の検討に乗り出した。

源泉技術の確保でグローバル特許競争が激しくなる化学メーカーもシステム構築を推進する。ハンファケミカル・三星精密化学に続き、先月、錦湖 (クムホ) 石油化学がシステム構築を行なうことにした。三星精密化学はシステム構築を完了し、錦湖 (クムホ) 石油化学は最近契約を終えて新年にシステム構築を進行する。

グループレベルの導入も増加している。東国製鋼グループに続いて日進グループが、系列会社全てに同じパッケージを利用してグループ標準特許管理システムを構築した。親企業と関係会社・子会社などが単一の特許管理システムを使用しながら特許情報を統合的に管理および共有するなど、シナジー効果を得ることができるからだ。系列会社別に別途 IT の構築費用も節減できる。グループレベルでの導入傾向は新年により一層拡大すると思われる。

特許管理システムを構築した電気・電子メーカーの大企業らはアップグレードを行な う。三星電子はアップルとの特許戦を行ないながら R&D 初期段階から商品開発システム で特許管理を融合できるシステムを強化している。

業界のある関係者は「システム構築前は、発明者と特許担当者間における共同業務の 進行状況の把握が難しく、特許出願まで3~4ヵ月かかったが、システム構築後は1週間 から1ヵ月に短縮され、管理コストが大幅に減り特許対応力が高まった」と話した。

<ユ・ヒョジョン記者>

5-2 三星電子、世界初単一層マルチタッチカバー一体型 TSP 商用化(電子新聞 1月4日)

三星電子が世界で初めて一層のインジウム酒石酸化物(ITO)構造でマルチタッチを具現したカバー一体型タッチ(G1)をスマートフォン向けに商用化する。これで量産段階に達した従来のカバー一体型タッチ(G2)を含み、アップルとの特許戦で有利な状況に立つことができるようになった。同時に G1・G2 を合わせたいわゆる「ツートラック」戦略で、次世代ガラス基盤 TSP 技術全般を早期に先行獲得できると予想される。

4日業界によれば、三星電子は単層カバー一体型タッチ(G1)を主要協力会社と共同開発して、下半期にスマートフォンの量産モデルに適用する計画だ。G1はカバーガラスにIT0層を乗せてマルチタッチを具現したTSPだ。商業化に成功するのは三星電子が世界初だ。従来の技術でマルチタッチスクリーン機能を具現するためには、2個のIT0層が必要だった。

商用化した技術は4インチ以下の画面のみ製造でき、マルチタッチも2ポイントのみ

サポートする。しかし、ITO 層を 2 個重ねる G2 方式より工程が単純で、希少金属のインジウムの使用量も少なく、コスト競争力に優れている。G2 生産ラインを活用できるのも長所だ。G2 ラインで G1 を製造すれば生産能力が 2~2.5 倍程度増える。普及型スマートフォン市場を席巻するという三星電子の野心作だ。

数多くの TSP 特許で攻勢を広げるアップルを強力に牽制できる武器という点で注目される。三星電子は下半期から G1 は中低価格のスマートフォンおよびフューチャーフォンに適用し、5 インチ以上の大画面スマートフォン・スマートパッド(タブレット PC)には G2 を適用する計画だ。

業界関係者は「4.3インチの G1 を採用したサンプル製品はすでに出たと聞いている」 とし、「現在の G2 に比べて感度は少し落ちるが、上半期中に技術を補完すれば十分な競 争力を確保できる」と話した。

G1 TSP は、三星電子が一体型タッチ技術ポートフォリオを完成する「画龍点睛」になると見られる。三星電子は世界で初めて AM OLED 一体型タッチ(OCTA)を商用化したのに続き、今年はカバー一体型タッチ(G2)を量産し適用する計画だ。アップルが主導した ITO ガラスタイプの TSP(GG)ほか、大部分の TSP 技術と特許を急いで確保することで今後の特許能において有利な立場になると思われる。

アップルはタッチソリューションコアからパネル構造まで相当数の源泉特許を保有している。タッチチップもアルゴリズムを直接設計した後、ブロードコムを通じて委託生産することを明らかにした。アップルが三星などの様々なスマートフォン会社に特許攻勢を拡散するのであれば、結局 TSP 技術がターゲットだ。特に、一体型タッチはデザインおよびユーザーインターフェース(UI)と直結する次世代スマートフォンの核心ソリューションであるため技術の先行獲得が重要だ。

業界専門家は「すでに数年前から、三星・LG・アップルは一体型タッチの国内外特許 出願に集中している」とし、「三星電子がアップルとの特許攻防が拡大するのに備え、 一体型 TSP 技術の確保にさらに関心を注ぐ理由だ」と話した。

<李・ヒョンス記者>

5-3 大韓民国のエジソンを探します! (韓国特許庁 HP 1月9日)

韓国特許庁は第47回発明の日を迎え、大韓民国の発明振興に大きく貢献した発明有功者に授与される褒賞の申請を受付けると明らかにした。

発明の日は、世界で初めて測雨器を発明した 5 月 19 日を記念するために 1957 年に指定された国家記念日だ。特許庁では毎年発明の日を迎え、大韓民国の発明振興と先端技術の発展を導いた優秀な発明家らを選定して授賞してきた。

発明有功者褒賞の申請対象は、個人発明家(学生・企業・職務)、発明有功者、発明奨励 有功者、発明指導有功者、発明奨励有功団体の5分野。



特に発明を通じて韓国の産業を導いた起業家だけでなく、個人発明家、発明の夢の木である小中高・大学生、中小企業の職務発明家など、各分野の発明家の功績を中心に審査して授賞する予定のため、様々な分野で活躍する発明有功者らの参加が期待される。

来る第47回発明の日記念式は5月17日(木)に開催される予定で、厳格な審査を経て選ばれた約80人の大韓民国代表の発明家に産業勲章と産業褒章、大統領表彰、国務総理表彰などを授賞する予定だ。

李・ヨンデ産業財産政策局長は「発明の日は、発明有功者を褒賞して発明家と科学技術者の士気を高めるだけでなく、国民全体の発明意欲を高める意味深い日」とし、「偉大な発明を成し遂げた方々が、たくさん申請して推薦されることを願う」と話した。

5-4 IBM、昨年の米国特許登録1位、三星電子2位(電子新聞 1月12日)

昨年の米国特許登録件数1位はIBMが占め、三星電子は2位となった。

特許専門調査企業 IFI Claims Patent Services が、米国特許登録件数トップ 50 を調査した結果によれば、昨年 IBM は米国特許 6180 件を登録、19 年連続で1位を獲得したことが明らかになった。

また、三星電子は 4894 件で 2 位。特許登録件数の増加率では前年比 8%で IBM は 5%、 特許申請件数も IBM を 2 年連続リードした。

今回のトップ 50 では、日本企業 19 社、米国企業 17 社、韓国企業 5 社が含まれた。 韓国は三星電子の他にも LG 電子 12 位(1411 件)、ハイニックス半導体 25 位(935 件)、 LG ディスプレー41 位(643 件)、韓国電子通信研究院 48 位(534 件)を含み、計 5 社が順位 に上がった。

特許登録件数 $3\sim5$ 位は全て日本企業でキヤノン (2821 件)、パナソニック (2559 件)、東芝 (2483 件) が 3,4,5 位を各々占めた。マイクロソフト (MS) は 2311 件で 6 位。インテルは 1244 件の 16 位で、2010 年の 8 位から 8 ランクも下がった。

主要ライバル会社と特許戦争を繰り広げているアップルも、米国特許登録件数が 676 件で 39 位を記録した。スマートフォン「ブラックベリー」で有名なリサーチインモーション (RIM) は 663 件で 40 位、フィンランドのノキアは 585 件で 47 位だった。

昨年の米国特許登録件数は前年比 2%(22 万 4505 件)増加。新規登録件数は史上最大を 記録した。

マイク・ベイクロフト IFI 最高経営者(CEO)は「グローバル企業、特にアジア企業の米国特許件数が急速に増加している」とし、「昨年はアジア企業が特許件数トップ 10 のうち 8 社が占め、米国企業を圧倒した」と話した。

<ジョン・ソヨン記者>

過去のニュースは、http://www.jetro-ipr.or.kr/ をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETROソウル事務所 知財チーム (電話:02-739-8657/FAX:02-739-4658 e-mail:kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

http://www5. jetro. go. jp/mreg/menu

本ニューズレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム